

2024年4月1日から2027年3月31日に当センターを相談や診療で  
ご利用いただいた0～18歳の方へ

## 研究実施のお知らせ

研究の題名：不適切な養育環境にある神経発達症を有する児童とその対応に関する検討

研究期間：子育て支援局倫理審査委員会 委員長の許可日 ～ 2028年7月31日

研究責任者：山梨県立こころの発達総合支援センター 所長 後藤裕介

山梨県立こころの発達総合支援センターでは、上記課題名の研究を行います。「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(2021年3月23日施行)に基づき、匿名化された情報(診療録等)の研究利用について、以下に公開いたします。

### 【研究の目的と意義について】

近年、児童虐待による痛ましい事件がメディア等で取り上げられています。小児期に人生に関わるような大きな悲しみを経験したり、虐待を受けたりするなどの生活における困難な体験、すなわち逆境的小児期体験(Adverse Childhood Experiences; ACEs)が与える影響は、小児期だけではなく成人期以降も生涯にわたって心身の健康を蝕み続けるということがわかっています。虐待的な育児をしてしまう養育者の相談の場は児童相談所や市町村ですが、このようなかかわりを見る、聞く、知った場合には、疑いであっても児童と養育者保護の観点から、必ず報告しなければならないことになっています。2024年4月1日に子ども家庭庁から報告された『令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数(速報値)』によると、全国232か所の児童相談所で児童虐待相談として対応した件数は219,170件(山梨県1,451件)と過去最多となっており、年々増加しています(市町村の相談は含まれていません)。

また、神経発達症を有する児童は発達特性による育てにくさなどのさまざまな要因によって虐待のハイリスク群とされています。神経発達症の支援の拠点である当センターでは、相談や診療の中で、好ましくない育児・かかわりが疑われる、もしくは明らかな虐待に職員が気づいた時に、職員が相談、検討できる場を設けることにしました。

本研究では、検討会議設置前後を比較し、養育者の相談の場である児童相談所や市町村への相談報告の動向を調査します。また、神経発達症を有する児童の不適切養育の危険因子を明らかにすることで、職員の虐待に対する意識や知識、スキルを高めたいと考えています。

### 【研究の方法について】

2024年4月1日から2027年3月31日に山梨県立こころの発達総合支援センターの相談や診療を利用された0～18歳の児童を対象とします。本研究では、不適切な養育に関する検討会議で話し合われた児童とランダムに抽出した児童の診療録や検討会議の結果を用いて比較、検討します。

### 【利用する情報について】

### 〈対象となる患者さん〉

2024年4月1日から2027年3月31日に山梨県立こころの発達総合支援センターの相談や診療を利用された0～18歳の児童。

### 〈利用する情報・項目〉

情報：診療録情報、検査データ

この研究に必要な臨床情報は、すべて診療録や当センターの検討会議の記録から取り出しますので、利用している方に改めて行っていただくことはありません。

### 【試料・情報を利用する者の範囲について】

この研究において取得する情報の利用者は、当センターの職員のみです。

### 【個人情報の取扱いについて】

収集したデータは、誰のデータか分からなくした（匿名化といいます）上で、統計的処理を行います。国が定めた倫理指針（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」）に則って、個人情報を厳重に保護し、研究結果の発表に際しても、個人が特定されない形で行います。

### 【利益相反について】

この研究は、診療録を用いて当センター職員が実施いたします。この研究のために、企業等からの資金提供はありません。すべての職員が、この研究の計画、実施、発表に関して可能性のある利益相反は存在しません。

### 【お問い合わせ等について】

この研究へのご協力は、患者さんご自身の自由意思に基づくものです。この研究への情報提供を希望されないことをお申し出いただいた場合、その患者さんの情報は利用しないようにいたします。ただし、お申し出いただいた時に、すでに研究結果が論文などで公表されていた場合には、完全に廃棄できないことがあります。情報の利用を希望されない場合、あるいは不明な点やご心配なことがございましたら、ご遠慮なく下記連絡先まで、メール又はFAXにてご連絡ください。この研究への情報提供を希望されない場合でも、診療上何ら支障はなく、不利益を被ることはありません。

また、養育者や当事者、代理人の方のご希望により、この研究に参加してくださった方々の個人情報および知的財産の保護や、この研究の独創性の確保に支障がない範囲で、この研究の計画書や研究の方法に関する資料をご覧いただくことや文書でお渡しすることができます。希望される方は、以下まで電話又はFAXにてご連絡ください。

### 〈お問い合わせ等の連絡先〉

山梨県立こころの発達総合支援センター

所長 後藤 裕介

Tel：055-228-1695

Fax：055-228-1696